

令和3年度クリーニング師試験実施要領

- 1 試験日時 令和3年11月17日(水)
(1) 学科試験 午前10時から11時30分まで(90分間)
(2) 実技試験 午後0時50分から
① 繊維・薬品の鑑別 午後0時50分から(試験時間は12分間)
② アイロン操作 午後1時10分から(1人15分間)

2 試験会場 山形県庁(山形市松波二丁目8番1号)

3 試験科目

試験科目	配点
(1) 学科試験	
① 衛生法規に関する知識	100点
② 公衆衛生に関する知識	100点
③ 洗たく物の処理に関する知識	100点
(2) 実技試験	
① アイロン操作(純綿白ワイシャツ仕上げ)※	60点
② 繊維の鑑別	20点
③ シミ抜き用薬品の選定	20点

※採点項目は6項目とし、1項目10点満点とする。

4 受験資格

中学校卒業以上の者

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者

5 受験手続

(1) 受験願書の請求先

令和3年8月30日(月)から各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁においては保健企画課生活衛生室)で配布する。

ただし、郵送を希望する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、その中に請求者の住所、氏名、郵便番号を記載し、120円分の切手を貼った返信用封筒(A4サイズ)を封入の上、下記の宛先に請求すること。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課 営業衛生担当

(2) 受験願書の受付期間

令和3年9月22日(水)から令和3年10月13日(水)まで。ただし、郵送による場合は、令和3年10月13日(水)までの消印のあるものを有効とする。

(3) 受験願書の提出先

最寄りの各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁においては保健企画課生活衛生室)に提出すること。

県外居住者にあつては、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課に必ず簡易書留で郵送すること。

※受験願書を受理した後は、提出書類及び受験手数料の返還は一切行わない。

(4) 提出書類

- ① 受験願
- ② 履歴書
- ③ 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm）

出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影したもので、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載すること。

- ④ 卒業証明書若しくは修了証明書の原本又は卒業証書（原本提示）の写し 1部

最終学校（専修学校の場合は高等課程、専門課程に限る。）の卒業証明書若しくは修了証明書（高等学校認定試験合格証は不可）の原本又は卒業証書（原本提示）の写しを添付のこと。

ただし、証明書に記載された姓と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。なお、郵送による場合は、卒業証明書又は修了証明書の原本に限る。

（備考）

令和2年度に山形県クリーニング師試験を受験した者で、受験票（原本）を提出する場合は、「④ 卒業証明書若しくは修了証明書の原本又は卒業証書（原本提示）の写し」の書類を省略することができる（他都道府県の受験票は不可）。

ただし、受験票に記載された姓と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。

(5) 受験手数料

10,000円分の山形県収入証紙を受験願書に貼付して納入すること。

※「山形県収入証紙」は、国の「収入印紙」とは異なるので、間違えないこと。

※ 消印はしないこと。

※ 山形県収入証紙の販売所はこちらから（山形県 HP）

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kaikai/480001/02kenshoshi/urisabakisho.html>

※ 県外在住者は、普通為替又は定額小為替を最寄りの郵便局で購入し、貼付しないで同封すること。

6 受験票の送付

令和3年10月29日（金）までに発送する。受験票が到着しないときは、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（023-630-2329）まで連絡すること。

7 合格発表

令和3年12月1日（水） 午前10時

山形県庁正面玄関東側掲示板及び山形県内各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格通知書を送付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

*合格者の受験番号は、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) にも掲載する。

8 合否判定基準について

(1) 学科試験の合格基準は、総得点180点以上かつ各科目50点以上とする。

(2) 実技試験の合格基準は、以下のとおりとする。

- ① アイロン操作30点以上かつ各採点項目3点以上
- ② 繊維鑑別及び薬品選定の合計20点以上かつ各科目とも0点ではないこと

③ ①②の条件を満たし、かつ総得点60点以上

(3) 最終合格者は、学科試験及び実技試験の両方の合格基準を満たした者とする。

9 試験結果の開示

(1) 受験者本人から口頭による開示（簡易開示）請求があった場合、学科試験及び実技試験の各科目の得点を開示する。

(2) 開示請求を行うことができる期間は、令和3年12月1日(水)から令和3年12月28日(火)までの午前9時から午後5時までとする。(ただし、閉庁日は除き、12月1日(水)は午前10時からとする。)

(3) 開示請求の受付場所は、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（県庁2階）とする。

(4) 開示請求を行うことができる者は、本人に限るものとし、電話による開示請求はできない。

(5) 開示請求を行う場合は、交付した受験票及び本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示すること。

10 その他

(1) 試験当日の集合時間等については、受験票により通知する。

(2) 試験に関し不明な点は、下記に問い合わせること。

名称	住所	電話番号	担当課（室）担当名
村山総合支庁 （村山保健所）	〒990-0031 山形市十日町1-6-6	023-627-1186	生活衛生課 営業衛生担当
最上総合支庁 （最上保健所）	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1261	保健企画課 生活衛生室
置賜総合支庁 （置賜保健所）	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-22-3873	生活衛生課 営業衛生担当
庄内総合支庁 （庄内保健所）	〒997-1392 三川町横山字袖東19-1	0235-66-5666	生活衛生課 営業衛生担当
防災くらし安心部 食品安全衛生課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2329	営業衛生担当